ゆうちょ銀行横浜	富山　勝二	39905671
ゆうちょ銀行横浜	小高　紀利	6355181
ゆうちょ銀行横浜	伊藤　　光	27309881
ゆうちょ銀行横浜	松田　　旭	11610521
ゆうちょ銀行横浜	中村　光男	33549201
ゆうちょ銀行横浜	福永　幸男	48565241
ゆうちょ銀行横浜	佐々木　学	41840361
ゆうちょ銀行横浜	鈴木　嘉浩	96047661
ゆうちょ銀行横浜	根本　幸男	37070061
横浜銀行厚木支店	山田　令司	1902274
横浜銀行大師支店	㈲スタイルオート	1391681
りそな銀行尼崎北支店	村田勇士郎	0121741
りそな銀行泉北とが支店	タケウチカン	0108511
りそな銀行堺東支店	福井　　清	0224682
りそな銀行千里北支店	平井　啓太	0129189
りそな銀行難波支店	松本　真一	0462874
りそな銀行難波支店	桝谷　徳一	463591
りそな銀行難波支店	山下　巌生	0459128
りそな銀行練馬支店	相原　由隆	4153634
りそな銀行八尾支店	藤原　　彰	0200086
りそな銀行広島支店	長井　　優	2419520

⑵　犯人らが被害者との通話に使用した電話番号（検察官が既に把握しているもの）
080―2047―0142、080―2047―8503、080―8033―1136、080―8033―1276、090―2540―7124
090―5429―8119、090―7192―0474、03―5944―9195、03―5944―9368、03―5944―9369
03―5985―4138、03―5985―4364、03―6195―2764、03―6869―0019

⑶　主な犯行態様
証券取引業者らになりすまし、被害者に電話をかけ、次のようなうそを言い、指定する銀行口座に現金を振り込ませてだまし取る。

ア　証券取引業者らの従業員になりすまし、保有する株券を売ってほしいが、そのためには譲渡権を解除しなければならないので、手数料○○万円を振り込んでほしい。

イ　管財事務所の従業員になりすまし、保有する社債の会社が倒産しました。うちで資材を差し押さえ、社債分の返還をすることができますので、手数料として返還預託金○○万円が必要になります。

ウ　証券取引業者の従業員になりすまし、手数料○○万円を支払えば手持ちの株券等を当社で買い取ることができます。

5　開始決定の時における給付資金の額
金1,500万円

6　支給申請期間
平成27年１月９日から平成27年３月９日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　裁 判 所 名　横浜地方裁判所
⑵　被告人氏名　杉本　晃規、山口雄太郎
⑶　裁判年月日　平成25年６月18日
⑷　確定年月日　平成25年７月３日
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
いわゆる振り込め詐欺を組織的に反復して行い利益を図ることを目的とした団体の構成員である被告人らは、前記３記載の犯罪行為に関して、平成23年２月上旬頃から平成24年１月31日頃までの間、多数回にわたり、被害者らをして、被告人らが管理する他人名義の預貯金口座に現金合計１億6,031万4,191円を振込入金させ、団体の活動として詐欺の罪に当たる行為を実行するための組織により、人を欺いて財物を交付させるとともに、犯罪収益の取得について事実を仮装した。
（罪　　名）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反

8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）
〒231―0021　横浜市中区日本大通９番地
横浜地方検察庁　被害回復給付金事務担当
電話番号　045―211―7629　（直通）

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（横浜地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（横浜地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３６４号
北海道北斗市七重浜６丁目６番23号　コーポ松原22号
債務者　植田せつ子
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３６６号
北海道北斗市公園通１丁目２番27号
債務者　水上　浩幸
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第８２号
山形市桧町３丁目２番15―134号　県営きたまち団地１号棟
債務者　大沼　秀幸
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
山形地方裁判所民事部